

才 介護老人保健施設（虹の家）



(1) 経緯

平成 9 年 4 月に北アルプス地域初の老人保健施設として、広域連合の前身である北アルプス広域行政組合が「老人保健施設虹の家」を開設し、事業運営は併設の市立大町総合病院に委託しています。

平成 12 年 4 月には、介護保険法の施行に伴い名称を「介護老人保健施設虹の家」に改めました。

開設当時は、介護福祉サービスの限られた資源として、介護が必要な高齢者の生活を支える施設として運営を継続してきました。しかし、施設及び在宅サービス事業所が増加し、選択肢が増えたことにより、ニーズが減少し経営が悪化したため、今後の運営の方向性について検討を行いました。

その結果、市町村との協議を経て、入所定員を当初の 50 人から職員配置基準上最も収支効果の高い 42 人へ規模を縮小し、通所リハビリはこれまでどおり定員 24 人により運営をしています。

(2) 現状と課題

虹の家では、開設当初より、介護老人保健施設として利用者が自宅で出来るだけ自立し安定した生活が送れるよう、機能訓練や日常生活の支援を継続して行っています。

現在、利用者の介護の重度化、医療処置の増加に加え、認知症を伴う高齢者の増加も顕著で、利用者の尊厳を守りながら、個々の能力に応じた、適切で柔軟な対応が必要となっており、専門性が増しています。



介護老人保健施設虹の家

また、開設から27年、介護保険開始から24年が経過し、入所系サービスだけでも、当時、北アルプス地域で一カ所であった老人保健施設は、現在では他に3施設が、特別養護老人ホームも7施設が整備されたほか、サービス付き高齢者住宅等の介護保険施設以外の施設も複数整備されました。

地域の介護基盤の充実による選択肢の増加に伴うニーズの減少、施設設備の老朽化、また、人件費等経常経費の増大により、収支の赤字が避けられない状況となったことから、市町村との協議により、入所定員を職員の配置基準上最も収支効果の高い42人へ規模を縮小するとともに、市町村負担金を財源の一部として運営しています。




(3) 今後の方針と施策

今後も、心のこもった介護サービスを安心してご利用いただけるよう、利用者の意思を尊重し、個々の能力に応じた支援を心がけ、サービスの質の向上に努めます。

介護サービスの提供が安全に行えるように、介護機器の修繕や更新等、適正な施設の保全に努め、不足する運営費については、関係市町村の負担が最小限となるよう、経費の節減及び入所・通所の利用調整等により収入の増加にも努めます。

また、今後の施設のあり方について、第9期介護保険事業計画期間内（令和6年度～8年度）に終期を定める方針として検討を進めます。

■SDGsの目標との関連

	SDGs17の目標	関連目標
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	要介護、要支援高齢者に対して外出の機会、リハビリの機会を提供する
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	持てる能力を最大限に生かし、住み慣れた地域での生活を実現する
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する	栄養マネジメントを通して適切な食事量により食品ロスを減少する